

高圧ガス保安経済産業大臣表彰選考基準

高圧ガス保安経済産業大臣表彰の選考に当たっては、高圧ガス保安経済産業大臣表彰実施要領（20240917保第5号。以下「大臣表彰実施要領」という。）に基づき、下記により審査し、推薦書等の内容を勘案の上、被表彰者を選考することとする。

記

1. 基準の運用

- (1) 大臣表彰実施要領で規定する表彰の種類ごとに2. に定める被表彰者選考評価基準に基づき採点し、点数の高いものから推薦順位を付すこと。また、保安功労者のうち、大臣表彰実施要領5. (2) ロ又はハの候補者については、産業保安監督部（産業保安監督部の支部及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）において審査し、大臣表彰実施要領5. (2) イの候補者と別に推薦順位を付すこと。
- (2) 同一の表彰の種類において同点がある場合は、個人にあつては高圧ガス保安に係る従事年数が長い者、事業所・事業者にあつては無事故・無違反の期間が長いものを表彰順位の高位とする。
- (3) 2. に定める被表彰者選考評価基準における各種年数は、当該年度の高圧ガス保安経済産業大臣表彰の開催日（以下「開催日」という。）を起点として計算し、記載すること。ただし、優良製造所における「高圧ガスの製造年数」及び優良販売業者等における「高圧ガスの取扱年数」については、過去に高圧ガス保安経済産業大臣表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞の日から開催日までの期間を記載すること。
- (4) 合格の最低点は、おおむね満点の60パーセントとする。

2. 被表彰者選考評価基準

別紙のとおり定める。ただし、表彰の種類ごとの審査項目①～⑥について、配点基準の欄に基準A及び基準Bの評価基準が設定されている項目は基準A及び基準Bによって配点することができ、審査基準Aの審査項目①～⑥の合計点数又は基準Bの審査項目①～⑥の合計点数のいずれかにより採点を行う。

(1) 優良製造所(大臣表彰実施要領4.(1) ①及び5.(1))

審査項目	配点基準	配点(A, Bの高いもの) (105点満点) 合格基準: 61点	
		基準 A	基準 B
① 高圧ガスの製造年数 (過去に大臣表彰の受賞歴がある場合は、当該受賞の表彰日以降の年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40年以上 40年未満 満 ・ 35年以上 35年未満 満 ・ 30年以上 30年未満 満 ・ 25年以上 25年未満 満 ・ 20年以上 20年未満 満 ・ 15年以上 15年未満 満 ・ 10年以上 10年未満 満 	<ul style="list-style-type: none"> 20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点 	<ul style="list-style-type: none"> 20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点
② 従業員の免状の所有状況 (高圧ガス製造に係る免状所有者数÷保安部門及び高圧ガス製造に係る部門に所属する従業員数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70%以上 70%未満 満 ・ 60%以上 60%未満 満 ・ 50%以上 50%未満 満 ・ 40%以上 40%未満 満 ・ 30%以上 30%未満 満 ・ 20%以上 20%未満 満 ・ 10%以上 10%未満 満 	<ul style="list-style-type: none"> 15点 13点 12点 10点 8点 6点 4点 0点 	<ul style="list-style-type: none"> 15点 13点 12点 10点 8点 6点 4点 0点
③ 保安に関する業績		50点 ～0点	50点 ～0点
i) 保安管理	別添1により、配点する。	(19点 ～0点)	(19点 ～0点)
ii) 保安技術	別添2により、配点する。	(18点 ～0点)	(18点 ～0点)
iii) 保安教育	別添3により、配点する。	(13点 ～0点)	(13点 ～0点)
④ 災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に緊急出動等の実績がある。 ・ 直近3年間以上続けて災害協定や地域防災連携等を行っている。 ・ 直近数年間に顕著な協力を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 1点 1点 3点 	<ul style="list-style-type: none"> 5点 5点 10点
⑤ 保安団体に対する貢献 (両方の項目に該当する場合は5点とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、役員を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。 ・ 現在、講師を派遣する等、他の模範として功績のあるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 5点 2点 	
⑥ 過去における表彰、感謝状等(以下「表彰等」という。)の受賞歴(「優良製造所」と同種類の表彰等に限り。 (注1)高圧ガス保安に関する知事表彰制度が無い自治体からの推薦も同様、3点とする。 (注2)当該製造所が、右記の表彰等について、過去に複数受賞した場合は、最も点数が高いものについてのみ配点することとし、点数の重複計上は行わない。 (注3)当該製造所が、高圧ガス保安に関する大臣表彰を受けてから20年を経過していない場合は、対象外とする。 (注4)当該製造所が、右記の表彰等を本年度受賞した又は予定している場合は、対象外とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が5年以上10年未満 ・ 0部長表彰等の受賞後の経過期間が3年以上5年未満 ・ 部員表彰等の受賞後の経過期間が3年未満又は10年超 ・ 液安者消(以う)を過去3回以上受賞又過去2回受賞又過去1回受賞 ・ 液高係液高特 	<ul style="list-style-type: none"> 10点 9点 7点 5点 3点 1点 0点 	
⑦ 耐震性向上への取組状況 (注)塔類及び貯槽類に係る次の通達をいう。以下同じ。 ①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(球形貯槽・横置円筒形貯槽)(57立局第180号) ②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(塔類)(58立局第204号) ③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平底円筒形貯槽)(59立局第575号)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達(注)に不適合である場合(適合しているか未確認である場合も含む。)は、否とする(当該通達の対象設備を有する製造所に限り。) 2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平成26年5月21日付20140519商局第1号)」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする(当該通知の対象設備を有する製造所に限り。) 		
⑧ 高圧法及び液石法に係る事故歴 (20年間) (注1)高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。)に係る事故については、高圧ガス・コンビナート事故対応要領に規定した事故(以下「高圧ガス事故」という。)を指す。以下同じ。 (注2)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領に規定した事故(以下「液化石油ガス事故」という。)を指す。以下同じ。	<p><平成27年以前の高圧ガス事故について></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 過去10年間にA級又はB級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を除く。以下同じ。)を起こしている場合は、否とする。また、C級事故(C級事故の繰り返しによりB級事故に該当した事故を含む。また、人的被害又は物的被害を生じたものに限り。以下同じ。)を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。 2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。 ○ 10年超～15年以内 A級: 20点、B級: 15点、C級: 5点 ○ 15年超～20年以内 A級: 15点、B級: 10点、C級: 2点 <p><平成28年以降の高圧ガス事故について></p> <p>A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。</p> <p><液化石油ガス事故について></p> <p>過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明を含む。)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかでない場合を除く。</p>		
⑨ 高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (組織に起因するものに限る。)	<p><高圧法に係る法令違反について></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。 2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。 ○ 5年超～10年以内 10点 ○ 10年超～15年以内 5点 <p><液石法に係る法令違反について></p> <p>過去5年間に液石法の違反により処分又は指導(以下「処分等」という。)を受けた場合は、否とする。</p>		

<p>⑩ その他の法令違反等の有無及び内容</p>	<p>1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勸告、警告、注意若しくは告発（以下「勸告等」という。）を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。</p> <p><small>※独占禁止法違反で勸告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの（上記に掲げるものを除く。）は、1件につき5点を減じる。</small></p> <p>2) 過去3年以内に社会的問題（リコール等）を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。</p> <p>3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。</p>
---------------------------	--

- 2) 過去3年以内に社会的問題（リコール等）を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。
- 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。

審査項目	配点基準	配点(A, Bの高いもの) (100点満点) 合格基準: 58点	
		基準A	基準B
① 高圧ガスの製造所等従事年数 (過去に高圧ガス保安関係の職務に従事した年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 45年以上 45年未満 ・ 40年以上 40年未満 ・ 35年以上 35年未満 ・ 30年以上 30年未満 ・ 25年以上 25年未満 ・ 20年以上 20年未満 ・ 15年以上 15年未満 	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点	20点 18点 16点 14点 12点 10点 8点 0点
② 保安団体従事年数 (他の保安団体と重複する場合は、重複して計算しないこと。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50年以上 50年未満 ・ 45年以上 45年未満 ・ 40年以上 40年未満 ・ 35年以上 35年未満 ・ 30年以上 30年未満 ・ 25年以上 25年未満 ・ 20年以上 20年未満 	15点 13点 11点 9点 7点 5点 3点 0点	15点 13点 11点 9点 7点 5点 3点 0点
③ 保安団体への主要な関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長年数(同一及び他の団体との重複期間は除く。)(※1年あたり1点とする。) ・ 役員(理事、常任理事)年数(同一及び他の団体との重複期間は除く。)(※2年あたり1点とし、端数は切り捨てること。) 	上限 10点 上限 10点	上限 7点 上限 8点
④ 保安に関する功績	別添4により、配点する。	30点 ~0点	30点 ~0点
⑤ 災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に緊急出動等の実績がある。 ・ 直近3年間以上続けて災害協定や地域防災連携等を行っている。 ・ 直近数年間に顕著な協力を行っている。 	1点 1点 3点	5点 5点 10点
⑥ 過去における表彰等の受賞歴 (「保安功労者」「優良製造保安責任者等」と同種類の表彰等に限定する。) <small>(注1)高圧ガス保安に関する知事表彰制度が無い自治体からの推薦も同様に、4点とする。 (注2)対象者が、右記の表彰等について、過去に複数受賞した場合は、最も点数が高いものについてのみ配点することとし、点数の重複計上は行わない。 (注3)対象者が、過去に高圧ガス保安に関する大臣表彰を受けている場合は対象外とする。また、右記の表彰等を本年度受賞した又は予定している場合も、対象外とする。 (注4)勲章を受けた者、高圧ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者は、対象外とする。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が5年以上10年以内 ・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が3年以上5年未満 ・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が3年未満又は10年超 ・ 高圧ガス保安知事表彰(注1)、高圧ガス関係全国団体会長表彰等の受賞 ・ 高圧ガス関係団体会長表彰等の受賞等 ・ 特になし 	10点 8点 6点 4点 2点 0点	
⑦ 耐震性向上への取組状況 (本人が管理職等以上の責任的立場で耐震性向上に係る業務に従事していた場合に限り対象とする。)	1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達に不適合である場合(適合しているか未確認である場合も含む。)は、否とする(当該通達の対象設備を有する事業所等に限定する。) 2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする(当該通知の対象設備を有する事業所等に限定する。)		
⑧ 高圧法及び液石法に係る事故歴 (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	<平成27年以前の高圧ガス事故について> 1) 過去10年間にA級又はB級事故を起こしている場合は、否とする。また、C級事故を起こしている場合は、1件につき10点を減じる。 2) 過去10年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1件の事故につき、次の点数を減じる。 ○ 10年超~15年以内 A級: 20点、B級: 15点、C級: 5点 ○ 15年超~20年以内 A級: 15点、B級: 10点、C級: 2点		
	<平成28年以降の高圧ガス事故について> A級又はB1級事故を起こしている場合は、否とする。また、B2級事故については1件につき10点を、C1級事故については1件につき5点を減じる。		
	<液化石油ガス事故について> 過去5年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去3年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合(事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。)は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかなる場合を除く。		
⑨ 高圧法及び液石法に係る法令違反等の有無及び内容 (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	<高圧法に係る法令違反について> 1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。 2) 過去5年を超えて法令違反があるものは、1件の違反につき次の点数を減じる。 ○ 5年超~10年以内 10点 ○ 10年超~15年以内 5点		
	<液石法に係る法令違反について> 過去5年間に液石法の違反により処分等を受けた場合は、否とする。		
⑩ その他の法令違反等の有無及び内容 (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告等を受けてから3年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後3年を経過していないものは、否とする。 <small>※独占禁止法違反で勧告等を受けてから10年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後10年を経過していないもの(上記に掲げるものを除く。)</small> は、1件につき5点を減じる。 2) 過去3年以内に社会的問題(リコール等)を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。		

(3) - 2 保安功労者(大臣表彰実施要領4.(1)③及び5.(2)ロ又はハ)
 (イ)大臣表彰実施要領の5.(2)ロに該当する者については、大災害を未然に防止した等の功績に係る判定となるため、高圧ガス保安経済産業大臣表彰審査会の審議・議決により順位を決定するものとする。
 (ロ)大臣表彰実施要領の5.(2)ハに該当する者については、研究開発等の顕著な功績に係る判定となるため、高圧ガス保安経済産業大臣表彰審査会の審議・議決により以下を考慮して、順位を決定するものとする。

- ① 国の審議会委員等として長年経済産業行政に貢献した者を優先する。
- ② 現役を優先する。
- ③ 現に自治体職員として高圧法に係る業務に従事している場合や、過去に自治体職員として高圧法に係る業務に従事した場合などは、当該業務に係る経歴については審査の対象外とする。

審査項目	配点基準	配点 (A , B の高いもの) (1 0 5 点満点) 合格基準 : 6 1 点	
		基準 A	基準 B
① 高圧ガスに係る従事年数 (過去に高圧ガス保安関係の職務に従事した年数とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 5 年以上 ・ 4 0 年以上 4 5 年未満 ・ 3 5 年以上 4 0 年未満 ・ 3 0 年以上 3 5 年未満 ・ 2 5 年以上 3 0 年未満 ・ 2 0 年以上 2 5 年未満 ・ 1 5 年以上 2 0 年未満 ・ 1 0 年以上 1 5 年未満 	2 0 点 1 8 点 1 6 点 1 4 点 1 2 点 1 0 点 8 点 0 点	2 0 点 1 8 点 1 6 点 1 4 点 1 2 点 1 0 点 8 点 0 点
② 製造保安責任者等経験年数 (注) 製造保安責任者等の経験年数が 1 0 年未満の場合は否とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 0 年以上 ・ 2 5 年以上 3 0 年未満 ・ 2 0 年以上 2 5 年未満 ・ 1 5 年以上 2 0 年未満 ・ 1 0 年以上 1 5 年未満 	3 0 点 2 5 点 2 0 点 1 5 点 1 0 点	3 0 点 2 5 点 2 0 点 1 5 点 1 0 点
③ 保安団体従事年数 (他の保安団体と重複する場合は、重複して計算しないこと。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 5 年以上 ・ 1 0 年以上 1 5 年未満 ・ 1 0 年以上 1 5 年未満 	1 0 点 5 点	5 点 3 点 0 点
④ 保安に関する功績	別添 5 により、配点する。	3 0 点 ~ 0 点	3 0 点 ~ 0 点
⑤ 災害時等における高圧ガス保安行政への協力の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に緊急出動等の実績がある。 ・ 直近 3 年間以上続けて災害協定や地域防災連携等を行っている。 ・ 直近数年間に顕著な協力を行っている。 	1 点 1 点 3 点	5 点 5 点 1 0 点
⑥ 過去における表彰等の受賞歴 (「保安功労者」・「優良製造保安責任者等」と同種類の表彰等に限る。) <small>(注 1) 高圧ガス保安に関する知事表彰制度が無い自治体からの推薦も同様に、4 点とする。 (注 2) 対象者が、右記の表彰等について、過去に複数受賞した場合は、最も点数が高いものについてのみ配点することとし、点数の重複計上は行わない。 (注 3) 対象者が、過去に高圧ガス保安に関する大臣表彰を受けている場合は対象外とする。また、右記の表彰等を本年度受賞した又は予定している場合も、対象外とする。 (注 4) 勲章を受けた者、高圧ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者は、対象外とする。)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が 5 年以上 1 0 年以内 ・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が 3 年以上 5 年未満 ・ 部長表彰等の受賞後の経過期間が 3 年未満又は 1 0 年超 ・ 高圧ガス保安知事表彰 (注 1) 、高圧ガス関係全国団体会長表彰等の受賞 ・ 高圧ガス関係団体会長表彰等の受賞等 ・ 特になし 	1 0 点 8 点 6 点 4 点 2 点 0 点	/
⑦ 耐震性向上への取組状況 (本人が管理職等以上の責任的立場で耐震性向上に係る業務に従事していた場合に限り対象とする。)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 現に既存の設備が耐震設計設備基準通達に不適合である場合 (適合しているか未確認である場合も含む。) は、否とする (当該通達の対象設備を有する事業所等に限る。) 。 2) 「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」により都道府県に耐震性向上に係る報告をしていない場合は、否とする (当該通知の対象設備を有する事業所等に限る。) 。 		
⑧ 高圧法及び液石法に係る事故歴 (2 0 年間) (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	< 平成 2 7 年以前の高圧ガス事故について > <ol style="list-style-type: none"> 1) 過去 1 0 年間に A 級又は B 級事故を起こしている場合は、否とする。また、C 級事故を起こしている場合は、1 件につき 1 0 点を減じる。 2) 過去 1 0 年を超えて高圧ガス事故を起こしている場合は、1 件の事故につき、次の点数を減じる。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 0 年超 ~ 1 5 年以内 A 級 : 2 0 点、B 級 : 1 5 点、C 級 : 5 点 ○ 1 5 年超 ~ 2 0 年以内 A 級 : 1 5 点、B 級 : 1 0 点、C 級 : 2 点 		
	< 平成 2 8 年以降の高圧ガス事故について > A 級又は B 1 級事故を起こしている場合は、否とする。また、B 2 級事故については 1 件につき 1 0 点を、C 1 級事故については 1 件につき 5 点を減じる。		
	< 液化石油ガス事故について > 過去 5 年間に人的被害又は物的被害を伴う事故を起こした場合、又は過去 3 年間に人的被害又は物的被害を伴わない事故を起こした場合 (事故に係る責任の所在が不明も含む。) は、否とする。ただし、事故の原因が消費者の過失など、事業者の責任によらないものであることが明らかでない場合を除く。		
⑨ 高圧法及び液石法の法令違反等の有無及び内容 (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	< 高圧法に係る法令違反について > <ol style="list-style-type: none"> 1) 現に法令違反の状態にあるもの又は過去 5 年以内に法令違反があり、命令、罰則等の処分を受けたもの又はそれに類するものは、否とする。 2) 過去 5 年を超えて法令違反があるものは、1 件の違反につき次の点数を減じる。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 5 年超 ~ 1 0 年以内 1 0 点 ○ 1 0 年超 ~ 1 5 年以内 5 点 		
	< 液石法に係る法令違反について > 過去 5 年間に液石法の違反により処分等を受けた場合は、否とする。		
⑩ その他の法令違反等の有無及び内容 (本人に起因するもの又は役員等の責任的立場に在職中に発生したものを対象とする。)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 独占禁止法違反で係争中のもの、勧告等を受けてから 3 年を経過していないもの、課徴金の支払等を命じられた場合であって課徴金の支払い等を終了していないもの又は支払等の終了後 3 年を経過していないものは、否とする。 <small>* 独占禁止法違反で勧告等を受けてから 1 0 年を経過していないもの又は課徴金の支払い等を命じられた場合であって課徴金の支払等の終了後 1 0 年を経過していないもの (上記に掲げるものを除く。) は、1 件につき 5 点を減じる。</small> 2) 過去 3 年以内に社会的問題 (リコール等) を起こし、国民感情にそぐわない事実がある場合は、否とする。 3) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するのにふさわしくないものは、否とする。 		

備考 . 現役を優先すること。

ii) 保安技術

評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
評価点	5 点	3 点	2 点	0 点
<p>① 社内技術の活用状況 (5点～0点)</p>	<p>集優極の委員等による、関係機関等との連携を図り、保安技術の向上を図る。</p> <p>※ 委員会、研究会等を担っており、1年以上の期間を要している。</p>	<p>集優極の委員等による、関係機関等との連携を図り、保安技術の向上を図る。</p> <p>※ 委員会、研究会等を担っており、1年以上の期間を要している。</p>	<p>集優極の委員等による、関係機関等との連携を図り、保安技術の向上を図る。</p> <p>※ 委員会、研究会等を担っており、1年以上の期間を要している。</p>	<p>集優極の委員等による、関係機関等との連携を図り、保安技術の向上を図る。</p> <p>※ 委員会、研究会等を担っており、1年以上の期間を要している。</p>
<p>② 関係機関、保安委員会等への参加状況 (5点～0点)</p>	<p>関係機関、保安委員会等への参加状況を積極的に進め、成果を挙げている。</p> <p>※ 4件/年以上参加している。</p>	<p>関係機関、保安委員会等への参加状況を積極的に進め、成果を挙げている。</p> <p>※ 2件/年以上参加している。</p>	<p>関係機関、保安委員会等への参加状況を積極的に進め、成果を挙げている。</p> <p>※ 1件/年以上参加している。</p>	<p>関係機関、保安委員会等への参加状況を積極的に進め、成果を挙げている。</p> <p>※ 関係機関、保安委員会等への参加状況が乏しい。</p>
<p>③ IoT、デジタル技術等の導入状況 (8点～0点)</p>	<p>IoT、デジタル技術等の導入状況を積極的に進め、成果を挙げている。</p> <p>※ 「積極的に行っている」と評価されている。</p> <p>新技術等構成員5名以上が、分科会等に参加している。</p>	<p>IoT、デジタル技術等の導入状況を積極的に進め、成果を挙げている。</p> <p>※ 「十分に行っている」と評価されている。</p> <p>同左</p>	<p>IoT、デジタル技術等の導入状況を積極的に進め、成果を挙げている。</p> <p>※ 「行っている」と評価されている。</p> <p>同左</p>	<p>IoT、デジタル技術等の導入状況を積極的に進め、成果を挙げている。</p> <p>※ 導入していない。</p>
<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「3点」を加える。</p> <p>○導入した技術に関して、その効果を適切に検証し、改善の取組を行っている。</p>				
<p>※ 審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(18点満点)</p>				

iii) 保安教育

評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
評価点	5 点	3 点	2 点	0 点
<p>① 社(所)内に安業実 おける保従の 関係の従業実 員教育の施 施状況</p> <p>(8点～0点)</p>	<p>全従業員を対象に※ 積極的に保安教育を 実施し、内容も充実 している。</p> <p>※ 4回/年以上実施し ていること。</p>	<p>保安要員を対象に ※ 十分に保安教育 を実施し、内容を充 実している。</p> <p>※ 2回/年以上実 施していること。</p>	<p>保安要員を対象に ※ 定期的に保安教 育を実施している。</p> <p>※ 1回/年以上実施し ていることをいう。</p>	<p>定期的な保安教育 は実施していない。</p>
<p>・次に該当する場合は、上記の配点にさらに「3点」を加える。</p> <p>○現場における技術伝承に着目し、従業員等のレベルに応じた教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、その成果を上げている。</p>				
<p>② 保安関係の講 研修会、防炎の派 習訓練等への参加 講師等が参加 状況</p> <p>(5点～0点)</p>	<p>講師等(所)の派遣回数も ※ 積極的に参加を している。</p> <p>※ 4回/年以上参加し ていること。</p>	<p>社(所)外の研修 ※ 十分に教育反 映している。</p> <p>※ 2回/年以上参 加していること。</p>	<p>社(所)外の研修 ※ 定期的に社(所)内 での実施するほか、 ※ 2 基礎的な訓練 地域でも参加した ことがある。</p> <p>※ 1. 1回/年以上参 加していること。 ※ 2. 消防訓練、通 報訓練等の基礎的 な内容を指す。</p>	<p>社(所)外の研修会、 ※ 定期的に実施し ている。また、社(所) 内の訓練は地域で 行われる。</p>
<p>※ 審査点の配点方法 上記の内容ごとに表中の基準に照らして評価し、その評価点の合計点とする。(13点満点)</p>				

